



2020年6月19日

各位

会社名 豊田合成株式会社
代表者名 取締役社長 小山 享
(コード番号 7282 東証・名証1部)
問合せ先 総務部長 羽賀 治
(TEL. 052-400-1055)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は本日開催した取締役会において、下記の通り、新株式の発行を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2020年7月17日
(2) 発行する株式の種類および数	当社普通株式 21,204株
(3) 発行価額	1株につき2,308円
(4) 発行総額	48,938,832円
(5) 株式の割当ての対象者およびその人数並びに割当てる株式の数	当社の取締役(社外取締役を除く) 6名 15,594株 当社の取締役を兼務しない執行役員 6名 5,610株
(6) その他	本新株式発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しています。

2. 発行の目的および理由

当社は2020年5月15日開催の取締役会および2020年6月19日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」)および当社の取締役を兼務しない執行役員(以下、あわせて「対象取締役等」)に譲渡制限付株式を付与することで、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」)を導入することを決議しました。なお、対象取締役に 대해서는 2020年6月12日開催の第97回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」)として、対象取締役に對して、年額1億円以内の金銭報酬債権を支給することおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間を当社の取締役会があらかじめ定めた地位を退任する時点の直後の時点までとすることについて、ご承認いただいています。

本制度の概要等は、以下の通りです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けます。なお、当社が対象取締役に對して発行または処分する普通株式の総数は年10万株以内とします。1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会で決定します。

当社は普通株式の発行または処分にあたり、対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結します。その契約内容には、①当該株式の譲渡制限期間(払込期日から当社があらかじめ定める地位を退任するまでの期間)を設け、第三者への譲渡や担保権の設定、その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償取得すること等を定めます。

本制度に基づき、当社はこのたび、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範疇および諸般の事情を勘案し、対象取締役に對して、金銭報酬債権として総額48,938,832円(以下「本金銭報酬債権」)、普通株式21,204株を付与することを決定しました。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等12名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」)の発行を受けることとなります。

本新株式発行において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約の概要は、下記3.の通りです。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2020年7月17日(払込期日)から、当社の取締役、または取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任する時点の直後の時点まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本払込期日を含む月から、その後最初に到来する定時株主総会終結の時点の直前までの期間(以下「本役務提供期間」)中、継続して、当社の取締役、または取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了または定年その他正当な理由により退任した場合の取り扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役、または取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも任期満了または定年その他正当な事由により退任した場合は、対象取締役等の退任の時点をもって譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の在職期間(月単位)を12で除した数(1を超える場合は1とする)を乗じた数の株数(単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点または上記(3)で定める譲渡制限解除時点において譲渡制限が解除されない本割当株式を無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容について同意するものとする。

(6) 組織再編等における取り扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が、当社の株主総会(当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合は当社の取締役会)で承認された場合は、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(1を超える場合は1とする)を乗じた数(単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)の株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は無償で取得する。

4. 払込金額の算出根拠およびその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づく当社の第98期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2020年6月18日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である2,308円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えています。

以上